

松木晶裕局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明部会長	<p>皆様、おはようございます。本日は御多忙のところ、本部会に御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから、第727回農地部会を開会いたします。</p> <p>本日は、部会委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、本部会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、道後地区の山本委員、潮見地区の寺井委員、よろしく願いをいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第10号、10件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それではまず、議案第1号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年4月26日～5月25日に専決処理した案件は6件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら6件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、全て住宅用地で6件、6,066平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第1号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年4月26日～5月25日に専決処理した案件は20件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら20件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地12件、7,883平米、商工業用地6件、4,882平米、公的用地2件、2,472平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、</p>

合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

2番、本件は、農地法第3条許可により、平成24年2月10日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が後日、転用するとしております。離作補償はないとしております。

3番、本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。

4番、本件は、農地法第3条許可により、平成13年9月6日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

5番、本件は、基盤強化促進法により、平成26年6月10日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

6番、本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

以上でございます。

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

渡部純三主幹

はい。恐れ入りますが、説明の前に議案の訂正をお願いいたします。

9ページと10ページにまたがるんですけども、15番と16番の案件なんですけれども、備考欄の所にそれぞれ、15番の所に「15番併用」、16番の所に「16番併用」というふうに記載がございます。

15番と16番が併用案件となりますので、15番の所を「16番併用」、16番の所を「15番併用」、と御訂正をお願いいたします。

では、お手元に審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、あわせてごらんいただけたらと思います。

1番、譲受人は農地約147アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

2番、譲受人は農地約75アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3番、譲受人は農地約53アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4番、譲受人は農地約64アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に隣接する耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の効率化・安定化を図り、農業に精進するものでございます。

5番、譲受人は農地約51アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、自作地に隣接する耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

6番、譲受人は農地約33アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、自宅に近く、耕作便利な本申請地を贈与により取得しようとするものでございます。

7番・8番は、譲受人が同一のため、あわせて御説明いたします。譲受人は農地約0.1アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、自宅に近く耕作便利な本申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

9番、譲受人は新規農業者でございます。このたび、本申請地を借り受け、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

10番・11番は、譲受人が同一のため、あわせて御説明いたします。譲受人は新規農業者でございます。このたび、本申請地を借り受け、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

12番、譲受人は農地約37アールを耕作する農業者でございます。このたび、母親から本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

13番、譲受人は、農地約27アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、自宅に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

14番、譲受人は、農地約123アールを耕作する兼業家でございます。このたび、自宅に隣接する耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

15番・16番は、譲受人が同一のため、あわせて御説明いたします。譲受人は新規農業者でございます。このたび、本申請地を借り受け、及び、取得し、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

以上でございます。

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。

それでは、次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。7番と8番は併用案件であります。久谷地区の池田委員からお願いをいたします。

池田友邦委員

はい。先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は農地13.88平方メートルを耕作する農業者であります。今般、本申請地を借り受けて、取得後30アールとして、経営規模の拡大と農業経営の安定を図ろうとするものであります。

当申請地につきましても、従来どおりの耕作形態で近隣農家との協調

	<p>を図りながら耕作するという事で、農業に対する意欲・経験が十分見受けられたことから、地元としては了承しました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、9番は興居島地区でありますので、小池委員からお願いをします。</p>
小池真悟委員	<p>はい。先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、松山市泊町に居住しておりますが、このたび、新規に農業を始めようと本申請に及んだものでございます。</p> <p>地区審査において、営農体制等を確認いたしましたところ、地元での収穫作業歴や、愛媛県果樹研究センター研修生としての修学歴もあり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元としては了承をいたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次は、10番と11番でありますけれども、併用案件であります。所在地が和気地区でありますので、これは、私の方から説明をさせていただきます。</p> <p>先ほど事務局からも説明がありましたように、譲受人は、このたび、和気地区の農地で、新規に農業を始めたいと申請に及んだものであります。</p> <p>現在、東温市にお住まいですが、通作に時間を要すことから、近々、和気地区に住所を移したいということを伺っております。</p> <p>農業経験もあり、耕作意欲も十分見受けられましたので、地元といたしましては了承をした次第であります。なお、この本部会での御審議をよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>以上です。</p> <p>次は、13番ですけれども、浅海地区でありますので、田中委員からお願いをいたします。</p>

田中克典委員	<p>先ほど事務局から説明がございましたように、申請人は約 28 アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>このたび、農地を売買により取得し、経営規模を拡大するとして申請されました。農業経験も十分あり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次は、15 番と 16 番、これも併用案件であります。河野地区ですので、中川委員からお願いいたします。</p>
中川均委員	<p>先ほど事務局の方から説明がありましたように、譲受人は現在、河野地区にお住まいでございます。このたび、河野地区におきまして、農地を借り受け、及び、譲り受けて、農業経営を始めたいと申請に及んでおります。</p> <p>地元において、農業に対する営農体制や、労働力等を確認いたしましたところ、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承をいたしました。本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 4 号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 5 号、「農地法第 4 条許可申請」について議題といたし</p>

<p>渡部純三主幹</p>	<p>ます。事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、今般、居宅の建てかえを進めておりますが、本申請地を、平成元年4月頃より、農地法の許可を得ず既存宅地への進入路としていたもので、今回、違反の解消を図りたいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、JR栗井駅からおおむね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます 以上でございます。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第5号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部純三主幹</p>	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、介護保険事業を主な業務とする法人でございますが、市内下伊台町で運営するグループホームの駐車場が不足し、支障を来していることから、新たに、隣接する本申請地を賃借し、露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p>



2番、本件受人は、飲食業を主な業務とする法人でございますが、事業の拡大に伴い、市内来住町で運営する飲食店の駐車場の不足し、支障を来していることから、新たに、店舗に近い本申請地を賃借し、従業員用の露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

3番、本件受人は、自動車修理業を主な業務とする法人でございますが、現在賃借している駐車場の、地主の都合により返還しなくてはならなくなったことから、新たに、隣接する本申請地を賃借し、車庫及び駐車場として利用したいとしており、都市計画法の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

4番、本件受人は、建築資材リース・販売を主な業務とする法人でございますが、平成29年1月13日付で農地転用許可を受けた駐車場及び資材置場に隣接する本申請地を新たに賃借し、事業地の整形化を図り、露天駐車場及び露天資材置場として有効利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

5番、本件受人は、土木建築業・不動産業を主な業務とする法人でございますが、現在、自己の資材置場を所有していないことから、このたび、交通の便のよい本申請地を取得し、運搬車両・土砂碎石・リフト等の露天資材置場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、市役所久谷支所からおおむね300メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます

なお、本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

6番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、このたび、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は、例外許可事由の集落

	<p>接続に該当するため、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今年 30 日に開催されます愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>7 番、譲受人は、自動車修理を主な業務とする株式会社瀬戸内自動車の顧問でございますが、このたび、事業所に近い本申請地を取得し、法人が利用する修理車両・レッカー車・従業員用車両等の貸露天駐車場を整備したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>8 番、本件受人は、自動車運送業を主な業務とする法人でございますが、このたび、輸送目的での車両一時保管サービスの開始に伴い、既存駐車場に近い本申請地を取得し、32 台分の露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>続きまして、地元委員から補足説明をお願いいたします。まず 2 番は久米地区でありますので、安永委員お願いいたします。</p>
安永公志委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、松山市来住町において飲食業を営む法人であります。今般、新社屋の増床及び経営店舗の来客数増加に伴い、従業員用の駐車場が利用できなくなり、その代替地を確保すべく、本申請に及んだものであります。</p> <p>周辺農地への被害防止について、十分に配慮するとしていることから、地元としては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしく願いをいたします。</p>

渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>次に5番でありますけれども、久谷地区でありますので、池田友邦委員からお願いします。</p>
池田友邦委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、市内で土木建築工事を主に行っておる会社であります。現在、自社資材置場を保有しておらず、工事のたびに資材を仕入れたりしておりましたが、作業効率が非常に悪く、業務に支障を来していることから、今般、交通の便がよい本申請地を取得し、隣接地と一体で露天資材置場を設けたく、本申請に至りました。</p> <p>隣接農地への被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承したわけでございますが、なお、本部会で御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に8番でありますけれども、余土地区ですので、森委員の予定でしたけれども、本日、森委員は公務で欠席されております。そこで、池田功委員の方からお願いします。</p>
池田功委員	<p>はい、それでは、説明させていただきます。</p> <p>先ほど事務局から説明がございましたように、譲受人は、市内において車両運搬を主に行っている会社です。</p> <p>現在の各自動車ディーラーの営業所や、イベント会場への車の輸送業務に伴い、今回、新たに顧客より要望のあった車両の一時保管サービスを開始することに当たり、既存の駐車場では手狭で業務に支障を来すことから、今般、既存駐車場に近く交通の便がよい本申請地を取得し、露天駐車場として利用したく、本申請に至ったものであります。</p> <p>隣接農地への被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承したわけでございますが、なお、本部会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
白石研策委員	はい、部会長。
渡部泰明部会長	はい、白石委員。
白石研策委員	<p>ちょうど、農業委員が7月に変わりますが、部会長にちょっとお伺いしたい。</p> <p>私は、職員教育が課の中で一番大切だと思っておりますがね、部会長にお尋ねしたいのは、今日も、久米・久谷・余土と上がっておりますが、ついせんだってね、余土で幼稚園のことで怒られましてね。改良区の事務所で怒られて、町内会長にも怒られて。この同時合議・同時許可と。それと職員がね、今、路線価も六、七月に出ると思いますが、道の高さで路線価を決めとんですよね。どういう土地の評価の仕方、標準値、実勢価格、それぐらいのことは知ってないと、違反でどんどん勝手にやられると困るんで。</p> <p>ほじゃから、同時合議・同時許可はどういう方法で、これ農業委員会が一番大事なことで、減反政策をとっておりますから、そういう指導の同時合議・同時許可の基本を教えてほしいんですよ。どういう取り扱いをしてきたか。農業委員会と他部局。1月にも私お尋ねしたかったんです。ところが私が入院しとったもんですからね。</p>
渡部泰明部会長	ちょっと待ってくださいね。
白石研策委員	<p>はい。</p> <p>これ大変なことよ。知っとるか。</p>
渡部純三主幹	はい、失礼いたします。

	<p>転用の許可申請と開発との合議と、同時申請・同時許可ということな          んですけれども、転用の許可申請があった時点で、開発許可が必要な案          件につきましては、当然、申請書の中に開発の受付証明もついておりま          すし、転用の許可申請について、開発許可相当の見込みがあるかないか          という判断を合議をかけております。それを踏まえた上で、地元の地区          審査を開いておりました、その後、通常の部会にかけて、また審議をし          て、県の方に書類を送って、最終的に県の方が許可の状態、開発の方も          許可の状態というふうになった時点で、同日の日で許可をするというよ          うな形で日程の調整をしております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	よろしいでしょうか。
白石研策委員	あの、一番わかりよい例をね……。
渡部泰明部会長	はい、白石委員。
白石研策委員	言っときましようか、ここで。もう終わりでしょうから。
渡部泰明部会長	いやいや、今の答弁で不足ということですか。
白石研策委員	<p>わかりにくいんです。</p> <p>例を挙げて言いますとね、同時合議・同時許可と。平面だけじゃない          んです。こういうことを聞いてとってくれ。次長がね、私ところは法律で、          農地法でおうて、転用かかったらかまんということやったから、そうい          うことを局長や次長にやられたら大変なんでね、職員に教えたら。この          許可が開発やろ、これ 1,000 平米以上のもんもありますかね。やったら          いかんのですよ。周辺に御迷惑かけたら、自分ところは正確やったよとい          うことやない。これはあくまでも同時合議。</p> <p>一番いい例を言っときますが、伊台あたり考えてください。私が会長</p>

の時にこうしよった。都市計の課長来なさいと言うたら、何かと。伊台中が怒られよりもすよと。はたの樹園地、農地も怒られよりもすよと。これ言ったらすぐわかりよったん。なぜ怒られよるかいうたら、開発出とる面積は、確かにきれいにできとんです。あなたが二、三日後に、どうも判ついて許可を出すらしいが、それ出しちゃいかんと、伊台中が怒られよるのに出したらいかんと、こう言ってくれ。それで、どうしてかといったら、伊台の農協の所長に会ったらわかるんだと。というのは、その土を全部はたへほくり出したらいかんのじゃ、それを今拾いよろがと。ここの開発の申請人に350万円積ましとんじゃ、供託さしとる。きれいに拾ってしもたら350万円返せるようにしてあると。それまでは判つくなよと言とった。やってないんじゃ近ごろは。

それでね、早い話は、一雨、二雨降ったら、放り出しとる土が、下の食場や末に流れてしまうん。どのようにして拾うんで。そのことができなから怒られるんじゃ、今ごろね。同時合議・同時許可というのは基本なん。極端な所でいうたら、傾斜の所でいうたらすぐわかるんよ。平面だけで考えるからいかん。

今、国土調査やりよってもやととるよ。水路・農道、両方つけとります、とんでもない話。こっちの地番とこっちの地番と違とって、両方、水路・農道、そっち側につけとる、大ごとになる、私が見たら。これ違うが。こちらの田上げてみなさい。農道の端までずっと田になってしまう。そんなことを法務局までやととる。大ごとになるんですよ。そんなことを職員が私勉強しとけと言よんじゃ。

ほじゃから、部会長がそんなこと知らんようなことで、どないするん。そんなことを職員にたたき込んどかなんだら、職員が現場へ来て検査しよんじゃ。それを今度、市長部局になったら職員を教育しとけと言よん。同時合議・同時許可、基本ですよ。

渡部泰明部会長

白石委員の今のお話は、私、聞いておりましたね、要は、そういうふうな悪影響が出ないようにしなさいよというのが、許可の条件だろうと思うんですよ。その許可の条件どおりやれば、そういうふうなものは出ないはずなんで。

要は、許可条件どおりに現場ができてないようであればですね、そこで許可をおろした部署がですね、手直しをかけるとか、そういうふうな指導をすべきであって、要は、そのこと自体が農地許可とはまた別問題になってくるんじゃなかるかと思ひます。

白石研策委員	<p>この間、県道のことで、あなたのとこの家の横にまで出る、すみれの団地のことで来たのよはや、誰かいう人が。ほんで、こちらはすみれの団地、向こうへ出たらあなたのとこの角にまで出るんよ。</p> <p>それでどう言うてきたかいうたら、私が会長の時にね、山が減る、下の家は埋まる言うて、困ったことがあります、そこじゃった。下の池へ入る川が、まだ動かしてないから県に電話をした。なんで県道ばたに寄せんのかと、田の中へ入っとるままで。それで人の土地に入っとるままで池へ入る、すみれの団地の上の池は。そういうことをきれいに整理せなんたら。県道動かしとんやったら、全部動かせるん、十分。そんな整理、現場がしとかんといかん。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、それは担当の部署が、それぞれ現場を見て、責任持ってやるべきことだろうと思います。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ほかになければ、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>
松下長生委員	<p>ちょっといいですか。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、松下委員。</p>
松下長生委員	<p>はい。あの、今の白石委員の発言の中にですね、自分の会長の時には呼びつけてうんぬんとか、そういう話が今、口から出ておりますが、それはあくまでも会長の時の自分の越権行為であって、農業委員会としての、農地法に基づく、法律に基づくことを農業委員会はやればいいことなんで、都市計画課と合議して、それでお互いに開発許可がおりていく</p>

<p>渡部泰明部会長</p>	<p>という形のことについては、何の問題もないし。</p> <p>自分の会長時代に呼びつけて、そんなばかなことをここで発言しよったら、上向いて唾吐きよるだけや。本当に越権行為や自分の。そんなこと言うちゃいけないし、今のすみれの団地の所でも私、現場知ってますよ。自分が会長の時にはこうじゃとかいうのは絶対言うちゃだめよ。</p> <p>部会長、今の私の意見を、ちゃんと部会長でまとめて伝えてください。</p>
<p>白石研策委員</p>	<p>はい、大変よく分かりました。</p> <p>はっきり言う。あのね、私が3月に松山リハビリテーション病院にいる時に、副市長梅岡以下7人、全部来とる。都市整備部長も。</p> <p>松山市の都市整備要綱が、平成19年11月30日に作ってから、今までできていません。私が19年11月30日に作って、20年の7月に会長を辞めたんです。それを聞いたんです。12年、15年、17年、19年と、二、三年おきには、一人で合議をせんといかんのです。してないんです。ほじゃから合わんのです。それできとんです。ほじゃから言よんです。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、わかりました。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分であります。このうち、6番につきましては、事務局から説明がありましたように、農業会議の意見を聴く必要がありますので、農業会議の意見を聴いた後、その他は直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「平成29年度第3号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>片山剛主査</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本日の案件34件のうち、賃借権の設定は6件、使用貸借権の設定は27件、所有権の移転は1件で、設定総面積は、78,663平米です。その内訳は、新規が45筆、更新が36筆、再設定が6筆、売買が1筆となっています。</p> <p>案件中、譲受人が同一でページをまたぐ場合は、一括して説明させていただきます。速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。</p>



それでは、御説明いたします。

番号 1、2 及び、15 ページ、番号 6～10 の譲受人は、約 1,585 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して、また新たに期間使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 3 の譲受人は、約 107 アールを耕作する農業者で、継続して期間貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 4 の譲受人は、約 43 アールを耕作する農業者で、新たに貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 5 の譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定するとしています。

番号 11 及び番号 13 の譲受人は、認定農業者で、新たに貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 12 の譲受人は、約 476 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 14 の譲受人は、約 218 アールを耕作する農業者で、新たに貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 15 の譲受人は、約 55 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 16 の譲受人は、約 132 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 17 の譲受人は、約 33 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 18～27、及び番号 29～30 の譲受人は、約 130 アールを耕作する農地所有適格法人で、借り手変更を伴う使用貸借権の設定により、経営規模を拡大するとしています。

番号 28 の譲受人は、約 123 アールを耕作する農業者で、新たに貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 31～番号 33 の譲受人は、農地所有適格法人で、使用貸借権の再設定とあわせて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 34 の譲受人は、約 117 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は、平成 29 年 6 月 15 日の予定とされており、効力の発生は公告日の翌日からです。

	<p>以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第7号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>片山剛主査</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を取得し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が、相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第8号につきまして、事務局から説明がありました。</p>

	<p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山剛主査	<p>それでは、御説明します。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が、相続後20年間適正な耕作を継続して行いますと、相続税は免除されます。今般、税務署より現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものでございます。</p> <p>番号1、4、6～8、16、22、24～28、34につきましては、適用後、分筆または合筆している農地が一部ありますが、現地は適正に耕作されていることを確認しております。</p> <p>番号32、33の農地につきましては、持分2分の1ずつの農地であり、適正に耕作されていることを確認しております。</p> <p>その他、議案書記載の農地につきまして、適正に耕作されていることを確認しております。</p> <p>以上の農地は、地区の委員に確認してもらっております。</p> <p>なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。</p> <p>以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第9号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号「農地法第3条の3届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは御報告いたします。</p> <p>平成29年4月26日～5月25日に専決処理した案件は16件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら16件につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第10号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案、10件の議案審議は全て終了いたしました。</p> <p>ここで、委員何か、御意見等ございましたらお受けをいたします。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>なければ、事務局の方から事務連絡があります。</p> <p>では事務局、よろしく。</p>

<p>片山剛主幹</p>	<p>失礼いたします。事務局から2点、連絡事項がございます。</p> <p>まず、1点目は、お手元にお配りしております要請書ですが、これは、平成29年5月29日に東京都で開催された「平成29年度全国農業委員会会長大会」で決議された、国に対する政策提案等に関する資料で、大会当日は、戒能会長と松木局長が御出席されました。</p> <p>この要請書については、今後、全国農業会議所から国に対して提出される予定となっております。</p> <p>なお、資料の内容につきましては、時間の都合もございますので、お持ち帰りいただき、御一読いただけたらと思います。</p> <p>次に、2点目につきましては、平成29年5月24日に開催された総会でお配りしました、松山市に対する「農地等利用最適化推進の改善意見」に関するアンケート用紙についてですが、お忙しいところ大変お手数をおかけしますが、御記入いただきまして、返信用封筒で今月の30日までに事務局に届くよう、御返送をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、次どうぞ。</p>
<p>松木晶裕局長</p>	<p>6月30日に、県の農業会議の総会で、平成29年度優良農業委員等の表彰がございます。今回、松山市の農業委員、事務局の職員が対象となっておりますので、御披露したいと思います。</p> <p>まず、愛媛県知事表彰ということで、事務局の藤久次長が、優良農業委員会職員ということで、表彰される予定となっております。</p> <p>次に、愛媛県農業会議会長表彰ということで、まず農業委員で、森委員、戒能謙介委員、松下委員、そして玉井委員の4名が、永年勤続農業委員表彰の予定となっております。</p> <p>そして、事務局職員といたしまして、片山主査、そして船草主査が、永年勤続農業委員会職員ということで、表彰をされる予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>また、次回の農地部会ですが、7月10日、月曜日を予定いたしておりますので、よろしく願いいたします。</p>

渡部泰明部会長

もう事務局、ないですか。それでは、これで終了したいと思います。  
第 727 回農地部会を閉会いたします。

松木晶裕局長

御起立願います。礼。

午前 11 時 23 分閉会